

# 山梨県公報

第千五百八十号

平成十七年

六月二十日

月 曜 日

## 目次

保安林の指定の予定(六件).....	四四七
保安林の指定の解除.....	四四九
土地改良区の定款の一部変更の認可.....	四四九
道路の区域変更.....	四四九
県営土地改良事業の完了.....	四四九
公告	
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十三件).....	四四九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	四五三

## 告示

### 山梨県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町釜額字喜沢二〇一の八、二〇一の九、二〇二の二、二〇二の三、二〇一五の二、二〇一五の二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字喜沢二〇一の八・二〇一の九・二〇二の二・二〇二の三・二〇一五の二・二〇一五の二(以上六筆)について次の図に示す部分に限る。( )

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町常葉字常盤敷七四九四、七五〇〇の一、字山口七五九六の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字常盤敷七四九四・七五〇〇の一・字山口七五九六の一(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。( )

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町福原字福原平一七一の一、字木割場六六六の一、字矢代取九五五乙、字子ノ神九五七、九六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字福原平一七一の一、字木割場六六六の一、字矢代取九五五乙(次の図に示す部分に限る。)、字子ノ神九五七、九六一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町平須字瀧ノ下二九四二の一、二九四二の二、二九四三の二、二九四四の一、二九四四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町古長谷字宮ノ上九四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古長谷九四二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所  
南巨摩郡早川町赤沢字入山九五九、九六二、九六三、九六九
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字入山九五九、九六二、九六九(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成十七年六月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡身延町夜子沢字赤羽根一五三五の二、一五三五の三、一五三六の二から一五三六の八まで、一五四〇の二、一五四〇の三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

山梨県告示第三百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十七年六月十三日若草土地改良区の定款の一部変更を認可した。

山梨県公報 第千五百八十号 平成十七年六月二十日

山梨県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年七月十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十七年六月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川大門町大字黒沢字猿尾六三五五番の二二地先から 西八代郡六郷町大字落居字大名二二八八番の五地先まで	一〇・五 九九・三	一〇・五 九九・三	一〇・五 九九・三	一〇〇七・六
	一〇・五 三五・一	一〇・五 三五・一		

山梨県告示第三百四十七号

県営土地改良事業(楡形地区里地棚田保全整備事業)の工事は、平成十七年四月十五日をもって完了した。  
平成十七年六月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

公 告

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 道村建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市白州町白須七番地一
  - 3 代表者の氏名 道村隆司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一五)第三六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年四月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 田中ガラス工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下石田二丁目十五番十八号
  - 3 代表者の氏名 田中正廣
  - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五七八号
  - 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び熱熱縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十七年六月二十日

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 志村鉄工
  - 2 主たる営業所の所在地 都留市境三百二番地
  - 3 相続人の氏名 志村正己
  - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第一八九一号
  - 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社松下建設
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町千野々宮七百六十四番地
  - 3 清算人の氏名 松下光正
  - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三六五八号
  - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

平成十七年五月十六日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社羽田建設
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中八百十一番地
  - 3 代表者の氏名 羽田順一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第三八五六号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十七年六月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社ワーム
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市松山千六百六番地二
  - 3 代表者の氏名 小林晴夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第五八四九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、さく井工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十七年六月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年五月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 山梨県造園建設業協同組合

- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千四百五十六番地四
- 3 代表者の氏名 辻宏三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一二）第六三九七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十七年六月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年五月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社大心工業
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市野牛島千八百二十八番地四十
  - 3 代表者の氏名 大久保伸治郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第七〇〇〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十七年六月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 平賀木工所
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市長塚五百三十二番地

- 3 代表者の氏名 平賀徳雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第七四六六号
- 四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年四月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社甲舗建設
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市塩部二丁目十二番二号
  - 3 代表者の氏名 山本秀雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第七五一七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社甲斐オフィス
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市伊勢四丁目二十六番九号
  - 3 代表者の氏名 早川直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第八二八〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工

- 業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社スカイ・エス・シー
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡田富町山之神流通団地三千三十三番地五
  - 3 代表者の氏名 家苗浩明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第八三二七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社山梨文化会館
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市北口二丁目六番十号
  - 3 代表者の氏名 野口英一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第八三九六号

- 四 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成十七年六月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 韮崎市若宮町三丁目八五八の一、八五八の二、八五八の三、八五八の四、八五八の五、八七九の二、八七九の三、八七九の四、八八〇の三、八八一の二、八八一の三、八八一の四、八八一の五、八八一の六、八八五の四、八八五の五、八八五の八、八八五の九、八八五の一〇、八八六の三、八八六の五及び九八八の一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 韮崎市若宮町一丁目三番二十六号 岩下つね子

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番